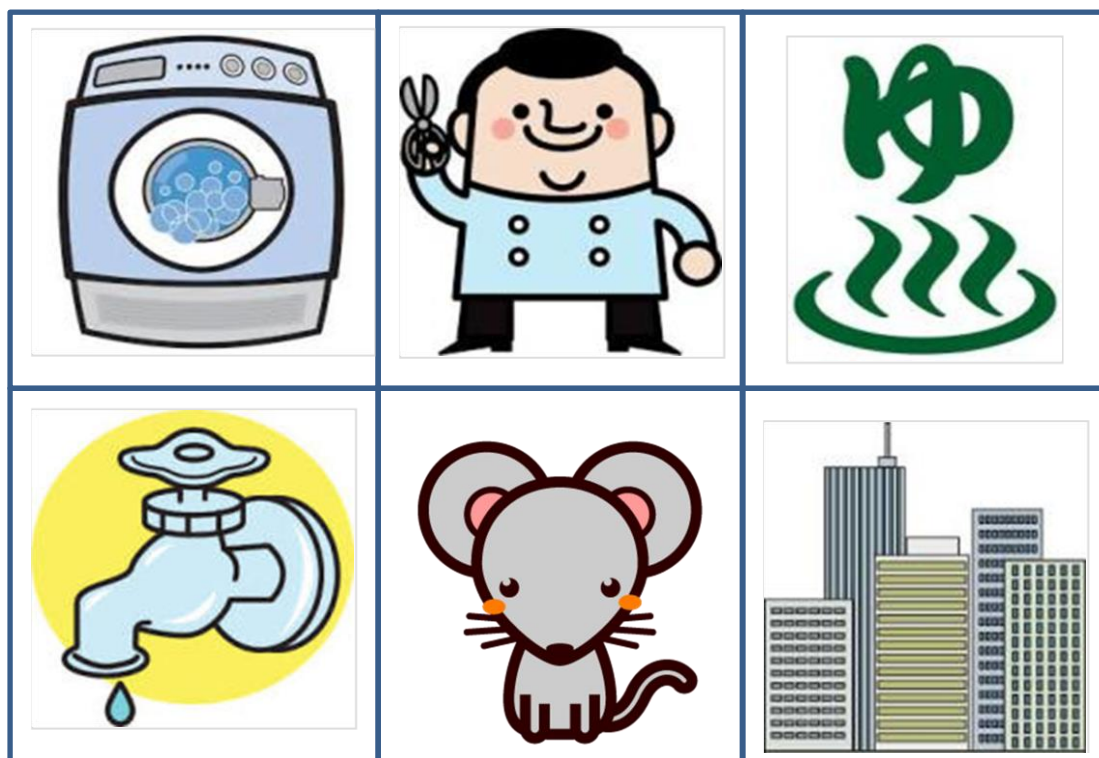


平成 31 年度 横浜市環境衛生業務実施計画



平成 31 年度の重点取組事項

- 1 ラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて監視指導を強化します
- 2 蚊が媒介する感染症の対策を推進します
- 3 レジオネラ症防止対策を推進します

横浜市

平成31年度 横浜市環境衛生業務実施計画の概要

重点取組事項

- ラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた監視指導の強化
- 蚊媒介感染症対策
- レジオネラ症防止対策

監視指導業務

環境衛生関係施設の監視指導を行い、衛生を確保します。

- 環境衛生営業施設(理容所・美容所、ホテル、公衆浴場等)の監視指導
- 特定建築物・建築物登録業の監視指導
- 専用水道・簡易給水水道の衛生対策、受水槽施設に対する指導

感染症対策業務

衛生設備や衛生害虫等に起因する感染症の予防対策等を実施します。

- 蚊媒介感染症対策（重点取組事項）
- レジオネラ症防止対策（重点取組事項）

調査・啓発業務

衛生管理や感染症予防に関する実態調査等を行い、指導・啓発に活用します。

- 温泉実態調査
- 海水浴場の水質等実態調査

環境衛生関係の相談対応等業務

生活環境や住まいの衛生に関する相談に対応し、解決に向けた助言を行います。

- 生活環境(ねずみ・衛生害虫、ハチ等)に関する相談
- トコジラミ・ねずみの対策
- 住まいの衛生に関する相談
- 災害時の生活用水衛生対策
- 水害時の衛生対策

自主衛生管理の推進

環境衛生営業施設等の自主衛生管理を支援します。

- 横浜市生活衛生協議会への支援
- 優良施設等の表彰

平成 31 年度の重点取組事項

1 ラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 オリン

ピック・パラリンピックに向けた監視指導の強化

平成 31 年 9 月から開催されるラグビーワールドカップ 2019™や、来年度に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピックでは、横浜市の会場でも試合が行われ、関連イベント等も多く開催されることから、国内外から多くの方が来場することが予想されます。イベント開催に伴い不特定多数の人が利用することが想定される、旅館、興行場、特定建築物等の施設への立入検査等を実施します。

(1) 旅館、興行場、特定建築物等への監視指導の強化

競技会場をはじめ、宿泊施設や大型商業施設等、大会開催に伴い観光客が利用すると予想される施設について、開催前に、旅館業法、興行場法、建築物衛生法、水道法等に基づいた立入検査を実施し、適切な衛生管理が行われているか監視します。

(2) 蚊媒介感染症対策の強化

蚊媒介感染症（ Dengue 熱、ジカ熱等）の発生を防止するため、媒介する「ヒトスジシマカ」の発生源対策を行います。また、市内での蚊媒介感染症の発生を想定した実地訓練を行います。

2 蚊媒介感染症対策

蚊が媒介する感染症には、 Dengue 熱やジカウイルス感染症（ジカ熱）、チクングニア熱など様々な種類があります。

平成 31 年 2 月末時点で、 Dengue 熱やジカウイルス感染症の国内感染例は確認されていませんが、ラグビーワールドカップ 2019™や、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの本市開催も控え、国内外から多くの方が来られるため、より一層蚊媒介感染症への注意が必要です。

現在、 Dengue 熱やジカウイルス感染症の予防ワクチンや治療薬はないため、感染予防には蚊に刺されないことが重要です。

そこで、次のような取組を行います。

- (1) 市民の皆様へ向けた蚊媒介感染症の予防に関する周知・啓発
- (2) 蚊のサーベイランス（※）事業（生息調査）
- (3) 蚊媒介感染症発生時対応訓練

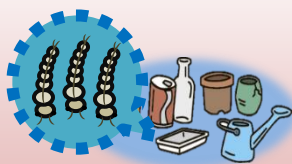
（※）蚊や感染症等の発生状況を継続的に調査、監視すること



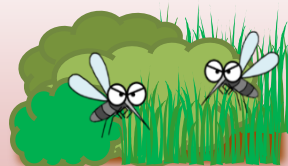
ヒトスジシマカ

蚊を増やさない対策を！身の周りにおける発生源を減らしましょう

蚊の幼虫は小さな水たまりでも発生します。定期的なたまった水を捨て、ゴミ等の清掃を心がけましょう。また、草むしりや草むしりをして、蚊のひそみ場所を減らしましょう。



屋外に水がたまる入れ物やゴミを置いたままにしない



せん定や草むしりをして風通しをよくする

3 レジオネラ症防止対策

レジオネラ症は、レジオネラ属菌という細菌を含んだエアロゾル（微細な水しぶき）などを吸入することにより肺炎等を起こす感染症です。人から人へ感染はしませんが、特に高齢者が感染しやすく、市内でも毎年数十人の患者が発生しており、死亡例も報告されています。

レジオネラ属菌は、自然環境中に広く存在している細菌ですが、浴槽や給湯設備などに入り込むと増殖しやすいため、衛生管理を適切に行い、増殖を防ぐことが重要です。

レジオネラ症の発生防止等のため、次のことを行います。

- (1) 社会福祉施設等のレジオネラ症防止対策
 - ・「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱」に基づく立入指導
- (2) 自主検査結果に基づく指導・啓発
 - ・施設の自主検査で入浴設備等からレジオネラ属菌が検出された場合の改善指導
- (3) 医療機関からのレジオネラ症患者発生届出に基づく調査
 - ・患者の行動履歴等の調査
 - ・利用施設の調査、レジオネラ属菌検査、改善指導
- (4) 市民の皆様への周知・啓発

レジオネラ症患者発生届出件数(横浜市)

| 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 |
|---------|---------|---------|
| 55 | 37 | 35 |

業務実施計画の実施機関

● 区福祉保健センター生活衛生課（保健所支所）

環境衛生営業施設等の許認可や監視指導、感染症対策に関する調査や啓発を行います。また、環境衛生に関する相談に対応し、対策の助言等を行います。

● 健康福祉局健康安全部生活衛生課（保健所）

監視指導や普及啓発に関する事業の企画・立案・調整を行います。また、墓地、納骨堂に関する許可、温泉利用に関する許可、家庭用品の試買検査等を行います。

● 横浜市衛生研究所

横浜市における検査研究機関として、環境衛生関係施設で採水した検体の理化学・細菌検査や、水質事故等の原因究明の検査、家庭用品の検査等を行うとともに、保健所への技術的な支援を担います。

横浜市健康福祉局生活衛生課
平成 31 年3月発行
電話 045-671-2456 FAX 045-641-6074